○関東地方整備局告示第三百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東京都千代田区永田町一丁目一番五地先から同区永田町二丁目八七番地先まで	前	A　三九・九〇～五三・四〇メートル	〇・四八五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一七・九一～四三・九二メートル	一・〇七六キロメートル	
	後	A　三九・九〇～五三・四〇メートル	〇・四八五キロメートル	
		B　一七・九一～四三・九二メートル	一・〇七六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東京都千代田区永田町一丁目一番五地先から同区永田町二丁目八七番地先まで	前	A　三九・九〇～五三・四〇メートル	〇・四八五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一七・九一～四三・九二メートル	一・〇七六キロメートル	
	後	A　三九・九〇～五三・四〇メートル	〇・四八五キロメートル	
		B　一七・九一～四三・九二メートル	一・〇七六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
那須塩原市東小屋字後山四四六番一から同市東小屋字砂場四三五番二まで	前	一八・四一～三四・二五メートル	〇・〇一九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一八・四一～三四・二五メートル	〇・〇一九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
那須塩原市東小屋字後山四五一番一から同市東小屋字後山四四六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所		
	後			

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月一日

○関東地方整備局告示第三百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東京都千代田区永田町一丁目一番五地先から同区永田町二丁目八七番地先まで	前	A　三九・九〇～五三・四〇メートル	〇・四八五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一七・九一～四三・九二メートル	一・〇七六キロメートル	
	後	A　三九・九〇～五三・四〇メートル	〇・四八五キロメートル	
		B　一七・九一～四三・九二メートル	一・〇七六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東京都千代田区永田町一丁目一番五地先から同区永田町二丁目一二番二地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	A　三九・九〇～五三・四〇メートル	〇・四八五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一七・九一～四三・九二メートル	一・〇七六キロメートル	
	後	A　三九・九〇～五三・四〇メートル	〇・四八五キロメートル	
		B　一七・九一～四三・九二メートル	一・〇七六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月一日

○中部地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜松市天竜区佐久間町浦川三二七番一から同市天竜区佐久間町浦川三〇九一番一まで	前	一二・三二～二四・一四メートル	〇・六〇五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一四・一三～一七二・九〇メートル	〇・六〇五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月一日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県南牟婁郡紀宝町井田字駒谷一九六〇番四から同町成川字渡シノ上八二〇番二まで	前	A　九・〇〇～二五・〇〇メートル	四・五六五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一二・〇〇～一一〇・〇〇メートル	四・二七〇キロメートル	
	後	A　九・〇〇～二五・〇〇メートル	四・五六五キロメートル	
		B　一二・〇〇～一一〇・〇〇メートル	四・二七〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中国地方整備局告示第百一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十七年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十七年十月一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

認定更新番号表

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
浄化槽表示代表者名		
㈱アールエコ 代表取締役　八田　富夫		
アールエコ小型合併処理浄化槽 ＣＺ－12型	7－10Ｋ－１Ｅ－001	7－15Ｋ－１Ｅ－001
〃　－14型	〃　－1	〃　－1
〃　－16型	〃　－2	〃　－2